

○都城市議会議員立法審議会設置規程

平成 27 年 12 月 1 日

都議会訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、都城市議会基本条例(平成 25 年条例第 2 号)第 16 条の規定及び都城市議会会議規則(平成 18 年都議会規則第 1 号)第 163 条第 1 項の規定に基づき設置される議員立法審議会の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 議員立法審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市政の課題解決及び政策実現のための条例の制定に向けた原案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げる事務に係る調査及び研究に関すること。

(設置)

第 3 条 3 人以上の所属議員を有し議会運営委員会の委員選出単位となる会派(以下「交渉会派」という。)は、条例制定に向けた議題の提案を行おうとするときは、当該会派(以下「政策提案会派」という。)の代表者が議員立法審議会議題提案書(別記様式)を議会運営委員長に提出するものとする。

- 2 議会運営委員長は、前項の提案書の提出があったときは、すみやかに議会運営委員会を招集し、その内容の是非を審査しなければならない。
- 3 議会運営委員会が提案書を審査した後に、政策提案会派を除いた 2 以上の交渉会派又は別に定める議員の団体の賛同を得られたときは、議員立法審議会を設置する。この場合において、同時に複数の議題が決定されたとき、又はすでに設置されている議員立法審議会の議題と異なる議題が決定されたときは、議題ごとに議員立法審議会を設置するものとする。
- 4 議員立法審議会の設置期間は、原則として設置した日から 1 年以内とする。
- 5 議員立法審議会が設置されたときは、全議員で構成する都城市議会議員立法審議会全体会(以下「全体会」という。)を併せて設置する。
- 6 全体会には、会長を置き、議長をもって充てる。

(委員の選出及び組織)

第 4 条 議員立法審議会は、別に定める選出方法によって選出された委員をもって組織し、座長、副座長、書記を置く。

- 2 座長は、政策提案会派の委員をもって充てる。
- 3 副座長は、座長が委員の中から指名する。
- 4 書記は、座長が委員の中から指名する。

(職務)

第 5 条 座長は、議員立法審議会を主宰し、所掌事務を統括する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 書記は、議員立法審議会の決定事項等を記録する。
- 4 委員は、座長の命を受け所掌事務を処理する。

(会議)

第6条 議員立法審議会の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集し、議事を進行する。

2 全体会の会議(以下「全体会議」という。)は、会長が招集し、議事を進行する。

3 会議及び全体会議は、委員又は議員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議及び全体会議は、原則として公開とする。

(専門的意見等の聴き取り)

第7条 議員立法審議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者、市民団体及び関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(記録の作成)

第8条 会議及び全体会議の記録は、要点記録とする。

(庶務)

第9条 議員立法審議会の庶務は、議会事務局において処理する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年12月28日都議会訓令第2号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和元年5月28日都議会訓令第1号)

この訓令は、公表の日から施行する。